

第3回札幌市立小中学校適正配置審議会

日時：平成29年8月29日（火）10時00分～

場所：STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第2回審議会の審議内容について

(2) 「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」見直し案について

3 閉 会

○事務局 皆様、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、事務局から御報告がございます。横山委員が一身上の都合のため委員を辞任されました。今後につきましては、審議会設置規則第2条第1項において、委員は12名以内となっていること、さらに審議がかなり進んでいる状況でございますので、委員の補充は行わず、11名の委員の皆様で審議を進めさせていただく予定であることを御報告させていただきます。

なお、本日の定足数ですが、おひとり欠席のため委員11名中10名の出席となり、会議の定足数であります過半数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○会長 改めまして、おはようございます。

それでは、これから第3回の札幌市立小中学校適正配置審議会を開会いたします。お手元の資料ですが、資料1としまして第2回の審議会の議事概要、それから、資料2としまして見直し案の5、それから、資料3としまして見直し案の6、7、8、そのほかに参考資料があるかと思えます。

それでは、それらの資料に基づきまして、これから議事に入ります。

本日の議題は、次第にありますように、まず、確認事項として第2回の審議会の審議内容、資料1ですね。それから、審議事項として札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直し、これは主に資料2と3を使いますけれども、それについて行います。

まず、事務局から資料1について御説明をいただき、その後、皆さんから補足あるいは確認、意見等があれば、いただければと思っております。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局より、資料1、第2回札幌市立小中学校適正配置審議会議事概要、こちらに沿って御説明をさせていただきます。

まず、前回の審議会において事務局から提案した見直し案については、全て御了承をいただきました。なお、その審議過程では次のような補足意見等をいただいております。

これらいただいた補足意見につきましては、最終的には答申に、肉づけとして盛り込んでいくべき内容かなと考えているところでございます。

それでは、資料に沿って読み上げさせていただきます。

まず3-2、通学区域の考え方・通学手段の配慮についてです。スクールバスの件でございました。

地域の特性を考えたとき、必ずしも通学に必要な時間帯にバスの運行がない場合もあるので、スクールバスが検討に含まれるのはありがたいこと。

学校規模適正化の取組では発想の転換が必要。スクールバスも行政で全部用意して、という時代ではない。地域の力や保護者の皆さんの御協力をいただきながら、安全確保に配

慮しつつ公共交通機関を使うというのが、教育的にも財政的にも妥当である。

資生館小学校のスクールバスの委託料は、バス通学の助成に換算すると 900 から 1,000 人分の費用になる。

通学困難と認められる地域について、認める主体を教育委員会と明確にしたほうがよい。

公共交通機関とスクールバスを比較したとき、教育的な観点から言うと、社会性やマナー、自己管理能力を育てるためにも、まずは公共交通機関を活用するのが大事。

次に 3-3、検討対象校（対象となる学校）、こちらは対象校を拡大するというお話でございました。

地域によっては規模が徐々に大きくなっている学校もあるのだから、現在の学級数から一律に判断するのではなく、将来的な学級数の推移も考慮しながら、柔軟に検討対象校を設定していく必要がある。

3-4、取組校（地域）の選定。地域によってはさまざまな考えがあり、なかなか意見がまとまらないところもあるので、検討期限を設定することも必要ではないか。

検討を始めるときに、大体の検討期限のめども話し合いながら進める方法もあると思う。

保護者からは校区の統合や見直し要望は結構多い。検討対象校が全て取組校になれば、保護者としてもわかりやすいし、安心すると思う。

学校施設の改修や改築を行ったときに、どういう効果があったか記録を残しておく、後々の施工業者にとっても役立つ資料になる。

受け入れる側の学校がどういう付加価値のある改築をするか。広さとか設備とか、子どもたちが学ぶ次世代の施設のあり方の観点も盛り込まれているのだと思う。

資料を裏返していただきまして、その他、各項目には該当しないものの、重要な意見・観点等もいただいております。

教育委員会が考えていることと保護者側が理解していることには、すごく大きな違いがある。学校規模適正化に限ったことではないが、教育委員会と保護者との意思疎通が重要。

このような審議会を常設にして、何か課題があれば随時解決していくことも必要ではないか。

地域から学校がなくなることは大きいこと。例えば給食施設を新設する場合など、統合後の新しい学校の施設的な魅力もアピールできると、保護者の感じ方も変わってくると思う。

小規模特認校は、その特性を生かした大変魅力的な教育を実践している。選択肢の一つとして、もっとアピールしてみてもどうか。

学校規模の適正化の取組は、学校の新しいあり方を市民全体で考えていくこと。一人一人が他人事ではなく、また、自分の家族の都合だけではなく、ある程度中長期的かつ大局

的に考えていかないとなかなか決められない。行政のほうで主導権を握って判断、推進していく強さが必要。

説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けて、何か委員の皆さんのほうから補足として確認や意見はないでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、特に補足で確認や意見はないということですので、続いて、札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針の見直し案についての審議に入りたいと思います。前回と同様、まず事務局の見直し案の説明を受けた上で、その案について私たちのほうで審議する流れとなります。

それでは、まず事務局からの説明をお願いします。

○事務局 それでは、続いて事務局より、資料2、資料3に沿って説明させていただきます。

まず、資料2から御説明いたします。

項目1、基本方針の見直しの観点・方向性。第1回審議会で確認した内容ではございますが、大変重要な部分でございますので、改めて読み上げさせていただきます。

このたびの基本方針の見直しの観点・方向性といたしましては、学校の適正規模の考え方・基準は維持したまま、①学校規模適正化の検討対象を拡大する、②少子化の継続に対応するべく、取組を加速させる、③その他学校を取り巻く環境変化に適応させる、この観点から見直しを図り、そのことで、「すべては未来を担う子どもたちの、より良い教育環境」を実現させることとさせていただきます。

続きまして、2、基本方針の全体像、現行基本方針の目次でございます。本日もお諮りする部分を赤字で表記してございます。ごらんのとおり、本日でいったんの審議は終了する予定でございます。

それでは、右側に移りまして、具体的な見直し案について御説明をさせていただきます。

まず、3-5、取組の進め方、こちら、現行方針では6-5、児童生徒、保護者、地域と連携協力、こちらに記載されている部分でございます。現行は、小規模校検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」を設置し、通学安全や学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討する、となっております。

事務局が御提案させていただく見直し案は右側になってございます。学校規模適正化検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「学校規模適正化検討委員会」を設置し、通学安全や学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるため

の諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら、札幌市が示す案をベースに検討を行う。さらに、検討委員会における検討事項も具体的に明記しております。学校統合に関すること、通学区域に関すること、使用校舎に関すること、統合時期に関すること、学校名に関すること、通学安全に関すること、その他教育委員会が必要と認める事項と明記しております。

この見直しの観点といたしましては、まず、小規模校検討地域という名前から学校規模適正化検討地域へ名称が変わっておりますが、こちらは、今後は、小規模校が隣接するという条件を外したことに伴い、今後は小規模校とそうではない学校の組み合わせが想定されることから、名前をそれに合うように変更してございます。

次に、札幌市が示す案をベースにしたことと、検討事項を明記した点ですが、これらは、今回の見直しの背景となっている、地域や関係の方の負担軽減や、取組の加速につながる部分でございます。あらかじめ、たたきとなる案を教育委員会で用意したり、検討事項を明確にすることで、議論の焦点を絞り、検討がスムーズにいく、負担軽減が図れるのではないかと考えてございます。

実際に、参考資料として、現行の小規模校検討委員会の設置要綱例を抜粋で記載してございます。こちらを基本形として、その地域に合わせて地域の名前を入れるとか、アレンジしながら各地域において設定しているものでございます。ここでは、検討委員会での検討事項のほか、構成員について表記している部分を抜粋しております。

では、続きまして、資料3を御説明させていただきます。

3-6、学校施設の考え方。

現行の基本方針では6-8、既存の学校施設の有効活用というところに記載している部分でございます。こちらも現行のほうから読み上げさせていただきます。

現行は、統合の際には既存の学校施設を可能な限り有効活用するなど、全市的に行っている公共施設長寿命化の取組を考慮する、となっております。こちらを、見直し案としては、統合の際には、全市的に行っている公共施設長寿命化や複合化の取組を考慮し、既存の学校施設を可能な限り有効活用するとともに、児童会館やまちづくりセンターなどとの複合化を検討する。

二つ目以降は追加になります。統合による教育効果の発揮を施設面から支援できるよう、改築または改修時期を迎えた学校を取組地域に含めるよう配慮をする。

三つ目、統合後に使用する学校施設が決定した後、使用しなくなる学校施設については、札幌市として民間活用も含めた活用方法を検討する、とさせていただきます。

これらの変更の意図や背景について御説明をいたします。

まず、一つ目の複合化を盛り込んだ点につきましては、これはもう既に取り組を進めていることとございまして、札幌市市有建築物の配置基本方針、あと教育委員会が定めている札幌市学校施設維持更新基本計画に基づいて、統合ではないですけれども、二条小学校に地区会館やまちづくりセンターが複合化されたり、今度、新たに開校する石山地区新設校

にもまちづくりセンターが複合化されますけれども、その取組を新たな基本方針に反映させるというものでございます。

二つ目、統合による教育効果の発揮を施設面から支援できるよう、こちらにつきましては、第1回の審議会で御説明させていただいた取り巻く環境の変化という部分でございます。多くの学校施設が更新時期を迎えておりますので、それと合わせた統合を検討することで、子どもたちにとってよりよい環境を施設面から整えやすくなるものと考えてございます。

続いて、三つ目、学校施設の跡活用の部分ですけれども、こちらも現行の取組の中で進めていることを明記させていただきました。まず、学校の統合を検討した後、学校として使わなくなる施設については、札幌市全体の持ち物として、今進めている民間活用も含めた活用方法を検討するということを明記しております。

下の表では、これまでの統合校と施設の活用状況をお示ししてございます。左側の列から、統合後の新設校、中央が統合の対象校、右側に施設の活用状況を書いてございます。点線で区切らずつながっている学校は、新設した学校の用地もしくは校舎として使用している学校です。例えば資生館小学校ですと、創成小学校の用地を活用して資生館小学校が建てられております。使わなくなった大通小学校、豊水小学校、曙小学校につきましては、それぞれ、大通高等学校だったり、札幌市公文書館だったり、あけぼのアート&コミュニティセンターとして活用してございます。教育委員会のほか、市のほかの部局で活用している状況でございます。

なお、補足で説明させていただきますと、下から3行目と4行目、もみじ台小学校ともみじ台南小学校、こちらになじみのない表現かもしれませんが、条件付き売却という記載がございます。こちらは一定の条件を付して、それを守ることを特約として付した上で相手にお売りする方法でございます。実際、このもみじ台の2校につきましては、今は民間事業者が所有しているのですが、売るに当たって、地域交流スペースの設置や、防災で何かあったときは避難所として活用させてもらうこと、あとは、体育館をそのまま維持管理して地域の方も使えるようにすること、そういうのを条件とした上で、その条件を守っていただける方に売却するという手法をとってございます。実際にもみじ台小学校は、学校法人国際学園、もみじ台南小学校には社会福祉法人北海道光生舎のほうにお譲りしてございます。以上が、3-6の御説明になります。

続いて、3-7、取組に当たり配慮する事項でございます。

これは、今まで挙げた部分以外で、学校規模適正化の取組を進めるに当たって我々が見ていかなければいけない点でございます。仔細な記載は省略させていただいておりますが、現行の基本方針でどのような項目を挙げているか読み上げさせていただきます。一部、これまでの検討とも重複している箇所がありますが御容赦ください。

まず、地理的条件等への配慮、地域の一体性や主要幹線道路、河川、鉄道などの地理的条件になります。次に、通学の利便性や安全性を配慮すると。その他、子どもたちの意見

の反映、児童生徒数の動向把握、通学の安全について、小規模校検討地域での交流、情報発信。こちらの情報発信は市の公式ホームページやニュースの保護者への配布、町内会回覧などがございます。その他きめ細やかな教育の充実、これらを現行の基本方針では定めて掲げてございますが、これらにつきましては、教育委員会としても引き続きこの精神は尊重して取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、小規模校検討地域という名称を学校規模適正化検討地域に修正をしたいと前回の審議会で御提案しておりますので、ここは修正をさせていただければと考えております。

あと、事務局といたしましては、本日委員の皆様には、これらの内容そのものもそうですけれども、子どもたちの将来にとってよりよい教育環境のために、今後進めていくに当たって他にどのような観点とかがあるとより望ましいか、御意見をいただければと考えております。

そのような思いから、下にこれまで審議の中で出てきた観点を抜粋で挙げさせていただきました。これまで学校にかかわってきた地域の方や卒業生、教職員の方の思い、将来世代への財政的な負担、統合新設校の魅力の積極的な周知、児童生徒数が増加している学校への対応、保護者など関係者と教育委員会の意思疎通、一人一人が学校教育に対する意識や姿勢を変える必要性等についてこれまでご発言いただいているところでございます。

最後になりますが、3-8の基本方針の見直しでございます。

現行では、この基本方針は、今後における学級編成基準の改訂などの教育制度の変化や市民ニーズの変化などの社会情勢を踏まえ、必要に応じ見直しを行うと定めておりますが、こちらについては、引き続きそのようにさせていただきたいと考えております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りたいと思います。審議の進め方ですけれども、3-5、3-6、3-7、一つ一つ確認をしながら進めていきたいと思います。それから、3-8につきましては、基本方針の見直しについては冒頭で現行の継続でいくということで方針が定まっておりますので、これについては扱わないことにいたします。

3-5と3-6については、幾つかのキーワードがあるように思います。皆さんに確認をしたいと思います。

今御説明の中で、3-5につきましては、学校規模適正化検討委員会という名称の変更、これが一つですね。それから、もう一つ大きいなと思うのが、札幌市が示す案をベースに検討を行う、これが大きなキーワードだと思います。これらを踏まえながら、この後、審議を進めたいと思います。

3-6につきましては、一つは、施設の複合化ということ。それから、次が、統合による教育効果の発揮ということ。それから、もう一つが、先ほどの3-5のところにもあったのですが、「札幌市として民間活用も含めた」という文言が入っています、札幌市としてという点、ここが大きなポイントになろうかと思っております。

それから、3-7については、キーワードというよりは、今回の審議で一応の区切りとして、次回以降は答申の作成に入っていきますので、その前に、ここにありますように、配慮すべき事項について委員の皆さんからたくさんの御意見をいただきたいなと思っています。

それでは、まず、3-5の取組の進め方、キーワード二つありましたけれども、これについて、質問あるいは御意見、どちらでも結構ですのでお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 3-5について、「札幌市が示す案をベースに」という文言は、そのことで検討される方々にとって負担が減ると思います。今まで拝見していると、適正化を考えるに当たっては、さまざまな学校の組み合わせであったり、通学区域の見直しであったり、使用校舎をどうするのかというような、いろいろな組み合わせが考えられるものですから、それを検討されるメンバーの皆さんで一から検討するのはやはり非常に負担があるかと思えます。たたき台として札幌市が示す案をベースにというのは、現状に沿った修正ではないかなと思います。

あともう1点、検討委員会における検討事項のこのようにお示しをいただくのも、きちんと事前に整理をしておくという意味でよろしいかと思えます。というのは、やはりどうしてもその地域の皆さんにとって、どんなことであっても、関係あると言われれば関係があることになりますので、議論が横に逸れない形で、我々はこういうことを検討するということを改めて明示されるのはいいことだと思います。学校統合とか通学区域に関するもののほか、使用校舎に関することであるとか、地域で関心があることはこちらのほうに十分整理されていると思いますので、このことを中心に検討していくのだということで、ぜひ明記されるべきだと思います。

以上です。

○会長 今のご意見は、委員が検討するときの負担軽減、あるいは、話し合いを加速する意味で、札幌市が示す案をベースにという文言を入れることは適切ではないだろうかということでした。それから、もう1点は、検討委員会で検討していくときに、ともすると論議が拡散してしまう、そういう傾向が見られるということでした。そのため、より焦点を絞った検討になるように、検討事項を示すということは重要なことではないかと、そういう趣旨の御発言かと思えますが、よろしいですか。

○委員 はい、結構です。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何かありませんか。

○委員 現行の小規模検討委員会の設置要綱の抜粋と書かれているのですが、これとちょっと比較して見てみたら、第2条の(4)、統合校の教育内容に関する事というものがカットされているのですが、これはどういう理由からでしょうか。専門的なことだからということでしょうか。

それともう1点、その下の第3条の組織とありますけれど、現行では具体的に職名とか書かれているわけなのですが、案としましては、保護者や地域の方々、学校関係者などからなっていますので、そういう人選というのはどういうふうにお考えなのか教えていただきたいです

○**会長** 今は2点ご質問があったと思います。事務局のほうで回答をお願いします。

○**事務局** 御質問は、教育内容に関するところが今回の見直し方針案に入っていない理由と、あともう一つは、組織の記載の部分かと思えます。

まず、教育内容に関することですが、学校の教育内容というのは、一義的には学校長をはじめとする学校で決めるべきものだと考えております。決めるに当たっては、もちろん地域の方とか保護者の方とか、広く意見を聞くことにはなりますが、教育内容は地域に置く検討委員会での検討事項ではないという判断です。

二つ目の組織についてです。組織については、現行、それぞれの地域ごとに設置要綱を定めております。今後、新しい基本方針のもと地域で検討を進めていくときにも同じように設置要綱を定めることを想定しておりますが、個別の地域の実情に応じて構成員も若干異なる場合もありますので、その点は設置要綱に委ねたいと考えているところです。

以上です。

○**委員** わかりました。教育内容に関することでは、学校によっては伝統がありまして、行事に継続性を持たせる学校もあるように聞いております。そういうのは伝承していくような御配慮は必要かなと思ってお聞きしました。

○**会長** 例えばA校とB校とC校があって、それぞれその歴史的な意味合いのある行事があるとします。それを統合するときに、この検討委員会で、あれもこれも絶対継続してほしい、となると、統合した中で新たなものを創造していこうとするときに足かせになることも大いに想定されます。新たな学校を創っていくときには、これまでの歴史や伝統を踏まえつつも、クリエイティブに検討していただくほうがいいだろうということですね。事務局の方、そういうような考え方でよろしいでしょうか。

○**事務局** はい、その通りです。

○**委員** 事務局でお答えになった通りかとは思いますが、教育課程は校長の責任において編成されるものと法的に明記されているので、この原案のとおり検討委員会とはある程度切り離れたほうがよろしいかと思えます。社会に開かれた教育課程は求められておりますので、当然いろいろな方と御相談をしながら編成することにはなるとは思うのですが、法的にきちんと位置づけられている事項ですので、そこは別な意味での配慮が必要かなと考えます。

○**会長** 今の点については、委員の皆さん、よろしいですね。

○**委員** 私も同じ(4)の点で、これが抜けたのは非常によかったなと思えます。というのは、今進めている地域で、統合にあたって小中一貫校を希望するという内容を見たものですから、こういう検討委員会の中でそういう話が出てくると、なかなか大変なことにな

るなど思っていました。それが今回の案には入っていないので、非常にすっきりするのではないかと考えています。

○会長 改めて賛成の立場から御発言かと思えます。

ほかにありますか。

○委員 私も原案に賛成したいと思います。以前の審議の中でも取組の加速が必要だというお話がありましたが、私も検討委員会に参加させていただいて、それを本当に痛感しております。やはり委員の負担というのでしょうか、色々考えることとか決めることがたくさんあって、なかなか進んでいかない。例えば校区の線引きひとつをとっても色々な線引きの仕方があるものですから、なかなかそれが話し合いで進んでいかないということを実感しています。やはりある程度きちっとした案を示していただいて、それがどうかという形で話し合ったほうが議論が加速しますし、結果的にそれがいい方向に行くのではないかなと思っていますので、教育委員会に具体的な案を示していただきながら、それをもとに話し合う方が良いと思っています。

それともう一つは、見直し案にあるとおり検討委員会の検討事項を明確にすることが必要だと思います。今も出ていましたけれども、新しい学校づくりというのは、今までの例ですと、1年前に新設校の開校事務取扱として校長、教頭が発令されるので、そこで開校準備として考えるべきことと明確に分けたほうがいいのかと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、3-5、取組の進め方ということで案が示されておりますが、これについては異論ないということで御了承いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして3-6、学校施設の考え方、こちらのほうに進んでまいります。

先ほどキーワードが幾つか示されておりましたけれども、それらを踏まえながら、御質問、御意見をお願いします。

○委員 民間活用も含めた活用方法を検討するというのは、具体的にどういう中身なのでしょう。先ほどの説明で災害のときに避難する場所とかそういう条件をつけて売却ということなのですけれども、私ともみじ台の方に住んでおり関心あったのですが、いったんそういう条件をつけたとしても、民間に売却してしまえば、次、また転売ということはあるということですね。そういうような、防災とか避難場所とかという、そういう小さい条件で売却してしまうと、札幌市の財産がだんだん減っていくのではないかと、ということも少し考えました。もみじ台だけですね、売却されているのは、何とか売却しないで済むのであれば、民間に貸し付けるというならまだわかるのですけれども、売却というのは少し考えたほうがいいのかと思います。

○会長 今、指摘がありました。それに関連していかがですか。

○委員 私が知る限りでは、もみじ台については、たしか 10 年間の転売禁止の特約があるのですよね。逆に言えば 10 年後は売却が可能になる。

○委員 私はそこが気になります。

○会長 ほかに関連してありますか。

○委員 私は主任児童委員として活動しておりますが、不登校とか虐待とか、いろいろな教育的課題がある中で、もみじ台小学校跡地に、星槎もみじ中学校のような公立ではなしえない、別な組織が入ってくるというのも、すごく画期的な方法ではあるかと思います。

○会長 賛成の立場からの意見ということですね。

○委員 はい、そうです。

○会長 他の委員、このあたりいかがでしょうか。

○委員 この件はいろいろな問題を含んでいると思うのですけれども、議論の本質は市の財産が、未来に向けてどういう活用の仕方がされるのか、それを検討委員会とかできちんと議論しないといけないと思います。学校は、とても広い土地で、建物も強固で、補修やちょっとした工夫をすればいろいろな用途に使える建物です。そう考えると、ちょっと難しい問題を含んでいるのですけれども、地域の中で一番公共的に必要な建物、学校が、申し訳ない言い方ですけれども、統合されてこの地区からなくなるとすれば、次に何かこの地域に公共的な空間として必要なものは何かという議論、あるいは、どこかから古い建物をこっちに移築するとか、町全体のエリアの中で捉えて、学校とは違うものの土地の使い方だとか、そういうことに関して地域を巻き込んだ議論の場が必要でないかなと思っています。そういうまとめ役のコーディネーターがまちづくりセンターでできるのかとか、いろいろな議論があるでしょうけれども、そういう形で地域を巻き込んだ、有効な土地なり建物の使い方に関して、もっともっと突っ込んだ意見をできる場づくりをこれから検討していただきたいなと思っていました。

また、民間の立場から考えると、僕も再開発ばかりやってきた人間なので、民間の不動産会社の立場で考えると、場所にもよりますけれども欲しい学校たくさんあります、こういう閉校になったところとか。不動産会社も都市計画とか町づくりを熟知していますので、その中で、例えば中高層の集合住宅とかそういうものを建てて居住環境を整備するとか、いろいろなアイデアがあると思うのですよね。ですから、さっき入札とか競売という話もちょうと出ていましたけれども、民間も参加するときにはどのような将来構想を描いているのか、地域にとってどうあるべきとか、プレゼンテーションできる場をしっかりとくってあげると、デベロッパーもその地域に合ったものを提案して、そこで当然自分たちの利益も考えながら、町にとっても利益になるようなことを提案してくれるような気がします。そういうところもうまく使い分けてほしいなと思います。

○会長 委員の皆さんからいろいろ意見いただきましたが、ここのところで注目しなければならないのが、下から 2 行目のところに「札幌市として」という文言が入っていることです。これが、民間活用を含めた利用方法を検討するだけではなくて、札幌市として検討

するという意味合いがかなりあるのだらうと思うのですが、事務局のほうから、そのあたりについて御説明いただければと思います。

○事務局 「札幌市として」という文言について補足で御説明させていただきます。今は学校施設ですので教育委員会のほうで管理している施設ですが、学校を閉じてあと新たな学校として使わない限りは、教育委員会の施設ではなく、オール市役所、札幌市全体の財産になります。そして札幌市全体として考えたときに、ここはもう学校としては使わないけれども、札幌市の施策の一環として、別の行政施設として活用する場合もありえます。そのためまず札幌市役所の中で、その地域のまちづくりも含めて活用方法を検討していくものである、という意味で、札幌市としてという表現にしております。

○会長 もしこれが教育委員会の所管の中だけで考えるとなると、先ほど委員からも御指摘ありましたように、狭い視野での検討になります。それを札幌市全体で検討することで、ほかの部局のことも含めて検討していくことになります。これは非常に大きな意味合いがあると思うのですが、ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員 さっきの話にもつながるのですが、「まちづくりセンターなどの複合化を検討する」という文言入りましたよね。ここの部分、複合化を検討するプロセスがとても重要だと思っています。例えば、もう実例がある豊水まちづくりセンターとか、それから曙小学校があげぼのアート&コミュニティセンターになったりとか、このように変わっていくことを議論していく場も実はすごく重要です。こういうやり方を地域の中でもっともっとやっていかないと、複合化と簡単に言うけれども、実はその地域によって複合化の本当の用途は何かを、どういう人を巻き込んで、どういう方に入ってもらって議論していくかというのを、検討する中で考えてほしいなと思いました。実は僕の仲間がこういうことに関わっていて、かなり議論した上でこういう使い方に変わってきたというプロセスを見てきたので、そのプロセスはすごく重要なことだなとすごく思っていました。

○会長 この複合化も含めて、この3-6のところは、かなり広い視野から捉えようとしているということは読み取れると思います。

○委員 複合化については、上位計画である札幌市のまちづくり戦略ビジョンで打ち出していますよね。これは私の見立てでは財政的な面もあるのかなと思っています。実は私の住んでいる地域でも、児童会館、まちづくりセンター、小学校、全部ばらばらなのですね。児童会館を見ても壁もだんだん剥がれてきて、そろそろ改築かなと思っています、そういうような財政的な視点からも来ているのでしょうか。

○事務局 施設の複合化については、まず一義的には、これまでは一つの機能で一つの箱という考え方がありました、学校、児童会館、まちづくりセンター。札幌市も、昭和40年代、50年代に建てた建物もかなり老朽化が進んでおります。一方、人口も今ぐらいがピークで、今後はだんだん減っていく状況にあります。その中で、施設の更新も踏まえて考えたときには、それぞれの建物ではなくて機能に着目して、今地域に必要な複数の機能が一つの建物の中にあってもいいのではないかと。そして学校と児童会館、まちづくりセン

ターの複合化でしたら、一つの建物の中にいろいろな世代の方が集まるという、そういう一つのきっかけにもなると思います。もちろん学校が入る場合には学校の子どもの安全が守られることが第一ではありますけれども、同じ場所にあることで地域の方と触れ合い、そこで多世代交流が促進されるかもしれない、そういう可能性も期待されてきたものかなと捉えているところです。

○**会長** ありがとうございます。今、審議の中で、複合化ということについては、委員の皆さん一致しているところだと思います。それから、一番下の、札幌市として民間活用を含めたというところに御意見がありましたけれども、この文言は、必ずしも売却するということを前提にした文言ではなくて、含めたということで、しかもそれが教育委員会の中だけではなくて、ほかの部局を含めた多様な視点から取り組んでいくものであるとのことでした。この点について、ぜひこういう表現も入れたほうがいいのではないかなというような御指摘がありましたら今いただいて、その後は事務局でまた御検討いただければと思っております。何かご提案はありますか。

○**委員** 3－6全体の中で、特に追加ということではないのですが、二つ目の「統合による教育効果の発揮を施設面から支援できる」という文言があるのですが、これは統合校にとっても非常にありがたい言葉だと思っております。改築または改修時期を迎えた学校を取組地域に含めてというようなことも書かれてあるのですが、実際には、既存の校舎をそのまま活用しなければならない場合もまだきつとあるのかなと思います。既存の校舎を活用する場合は非常に配慮が必要だと思っております。その校舎を以前から使っていた子どもたちにとっては、自分たちの学校がそのまま残ったという意識になりがちだし、後から入ってくる子は、やはり新しい学校、遠くなるということもあり、いろいろな不安を抱えて入ってくるのかなと思います。そのときに、学校としては新しい学校という意識を持ってもらいたいと思う一方、既存の校舎がそのままだと、なかなかそれを持ちづらいという面がございます。なので、例えば壁をきれいに塗りかえるだけでも子どもの気持ちとしては変わる面もありますし、他にもトイレの改修とか、玄関だけでも部分改修するとか、そういうような、新しい学校を、新しく集った仲間で作るのだという意識を子どもたちが持てる、そして、新しい学校でよかったなと感ずることができる環境づくりを、施設面からもぜひ配慮いただくとありがたいと思いました。

○**会長** ただいま大変大切な点についての御指摘がありました。それは、この後考えております3－7の取組に当たり配慮する事項にも大いに関わりがあるように思います。

それでは、3－6の学校施設の考え方について、事務局案のような形でいくということで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**会長** ありがとうございます。3－6については了承されました。事務局のほうで、あとはよろしく願いいたします。

さて3－7については、冒頭で委員の皆さんからここで色々とお出しいただきたいと申

し上げましたが、配慮する事項について皆さんのお考えをお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○委員 現行では、子どもたちの意見の反映というのが入っていますが、保護者の意見の反映というのはいっていないようなのですけれども、学校規模の適正化は保護者もかなり関係してきますよね。前段でどこかに入っていれば私の見落としなのですが、いかがでしょうか。

○事務局 3-5の取組の進め方のところで、学校規模適正化を検討するに当たっては、学校関係者、地域関係者、保護者の方も含めた形で検討を進めておりますので、あえて、その他配慮すべき事項のところでは載せておりません。学校統合については大人が責任を持って判断すべき事項であると考えておりますので、その段階では子どもの意見を聞くべきではないと考えております。ただ、学校に通うのは子どもたちですから、子どもたちの意見も何らかの形で聞きたいという思いが、ここに配慮する事項として書かれております。例えば、今までの取組で申し上げますと、新しい学校の校名案を広く地域の方や子どもたちから集めて、その中で新しい校名を決めていくという取組をしております。あと、例えば、校舎を新しく建てる時には、今いる子どもたちに、壁や床の色は何色がいいかを聞いて、それを参考にしているという例もあります。そのような形で今も子どもたちの意見は反映しておりますし、新しい学校に愛着が持てるような取組は今後ともできることはやっていきたいと考えているところです。

○会長 委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 それでは、取組に当たり配慮する事項、ほかの観点からも御指摘いただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員 保護者の立場として、下から2番目の白丸、情報の発信というのがあります。市公式ホームページやニュースの保護者への配布、町内会回覧などとあるのですけれども、やはり保護者はとにかく情報が欲しいのですよね。でも、市のホームページを見に行く保護者は本当に少ないと思うのです。一方、学校を通じて手紙を配布しても、学校から来るたくさんの手紙の中の1枚だと目に留まりにくいので、情報の伝達方法を考慮していただけるとすごく助かると思います。

○会長 市の公式ホームページ、これがあまり有効ではないということですね。

○委員 そうですね、多分学校のホームページを見る人もそんなにいないと思います。

○会長 ニュースの保護者への配布、町内会回覧、何かほかにアイデアないですか。

○委員 例えば今でしたら、保護者のみなさんが使っているツイッターをはじめとするSNSとか、紙よりもスマートホンで情報を集めることが多いと感じています。

○会長 一例ということで出させていただきました。情報の発信、大事なところですね。

ほかの観点でも良いですし、今のところでも結構です、ほかの委員の皆さんから御指摘ありませんか。

○委員 これまでの議論は、どちらかというといふ児童数が減って学校の規模が小さくなって、その課題をどうしよう、統合して新しい学校を作っていこうという話だと思ふのですが、私が今務めていふ幌西小学校は、児童数が1,000人近いのです。各学年5学級、いわゆる大規模校にありまして、転勤してすぐ、これは大規模校の適正化も必要かなと痛感しました。大規模校も実はいろいろ苦しいことや悩みがありまして、例えば宿泊学習、宿泊学習は5年生が行っておりますけれども、本校の5年生は170名以上いるのです。宿泊学習の日には決めは抽選なのですが、抽選番号が遅いと、枠がどんどん埋まって本校のような大きな学校が入れる枠がどこにも空いていないのです。他の行事もありますので、ある程度この時期あたりを取ろうと思つてもなかなか取れない。結局今年は金曜日と土曜日をお願いをしたのです。ですから、5年生は土曜日を登校日にして、月曜日を振替休にする、そういうことをしないと難しい状況になっています。小規模校ですと隙間に入ることができるのですけれども、うちのように170名もいると、なかなか入っていけないという状況があります。今一つだけお話ししましたけれども、大規模校になると、全体で動くとか、学年そろって動くといつても、分けないと動けなかつたりする。これは難しい話なのですけれども、やはり適正な規模であると思ふのです。例えば分けるといつても、なかなか現状としては難しいだろうなどは思ふ一方で、やはり学校規模の適正化というところでは、大規模校の適正化ということもちょっと視野に入れておいていただけるといいのかなと。大規模校も抱えていふ課題があるということをお承知いただければありがたいと思ふいます。

○会長 ちなみに、今、何学級なのですか。

○委員 今年度で29学級、来年は30学級になる予定です。

○会長 過大規模校といふのは31学級以上と考えてよろしいですか。

○事務局 札幌市の基本方針では、過大規模校といふ形で数字はお示ししてはおりませんが、一般的に言われていふのは31学級以上が過大規模と言われていふます。

○会長 もうそのリミットに近づいていふということですね。過大規模校の課題、今、一つだけお示しいただきましたけれども、単純に考えても、児童1人当たりの体育館面積が狭いとか、あるいは特別教室を活用するにしても争奪戦になりますよね。そしてこれはどこまで言い切れるのかわかりませんが、人間関係といふ意味の中でも、一人一人になかなか目が行き届かなくなるとか、何かその辺のところはお感じになっていふますか。

○委員 やはり本校も、体育館はそんなに広くないので休み時間は大変です。分けて使つていふますし、もちろん全校一遍になんか全然無理です。分けて使つていふても非常に混み合つていふまして、養護教諭ともいろいろ話ししていふのですけれども、どうしてもぶつかるので可能性が高くなりますので、けがが多いのかなと感じます。特別教室も割当がびつちりで、体育館も空きがないような状況です。

○会長 ちなみに、卒業式は全学年参加できるのですか。

○委員 卒業式は6年生のほか4年生と5年生だけが参加できて、入学式は6年生だけ参

加という状況です。全校で椅子を持って体育館に入るということはできません。

○会長 切実な悩みをお示しいただきましたけれども、事務局のほうで何かそれらについてありますか。難しいところはあろうかと思いますが。

○事務局 非常に難しい問題とっております。私たちとしても、学校の規模は大き過ぎてもよくないし、小さ過ぎてもよくないと思っております。今、小規模校の取り組みが中心ですけれども、やはり小規模な学校と大規模な学校を比べた場合には、今の札幌市の状況では小規模な学校のほうが教育面で課題がより大きい、喫緊の課題であるという認識であり、今は小規模校への対応が多くなっているところです。委員からお話がありましたように、大規模な学校についても、時間の面や施設の面での制約はすごく大きいと思っております。札幌市でも、過去、子どもの数が急激に増えたときには、大きい学校を分けて新しい学校を作ってきましたが、そのころ作った学校は、今は子どもの数が減って小規模になっているような状況もあります。今、当面必要なものにつきましては、教室の転用とか増築をするなどしては対応しているところですし、それらについては今後とも対応はしていこうと思っておりますが、これらは基本方針に定めるのではなく、個別の状況を見ながら、対応させていただくのが現実的かなと思っております。また、過大規模という表現が適切かはわかりませんが、大きな学校は中央区に多い一方、仮に分離新設を検討しようにしても、場所がない、用地がない、小学校であれば標準面積 16,000 m²ですから、そこを採るのは現実的には難しい状況ではあります。大きな学校の抱える課題というのも十分認識はしておりますので、可能な範囲で施設面でも対応はしていきたいなどと思っております。明確に回答できず申し訳ありません。

○会長 今、3-7につきましては、見直し案の中に盛り込むというよりは、委員の皆さんから、この見直し案を考えていくときに、やはり十二分に配慮しなければならない点ということで御指摘いただいているので、事務局のほうで明快な回答をすぐできるものではないかなとは思いますが、委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかに御指摘いただくことはありますか。

○委員 自分も資生館の開校に携わった経験があるのですが、そのときのことを思い起こしますと、新しい学校ですので、全てを新しいところから作ることが肝要になってきます。教育課程であるとか、組織体制であるとか、システムの全てを、統合前の学校を引き継ぐ部分もあるにしても、それを新たに組み直したりとか、人数が増えたことによって整理したりしていく必要があります。そうすると、開校初年度はもちろんですが、その効果検証や見直し、改善を含めた3年ぐらいは先生方の負担もものすごく大きいと感じています。また、子どもたちにとっても、生活が新しくなりますので、当初はきめ細やかに見ていく必要があるとも思いますが、先生方の負担が大きいと考えたときに、本当にきめ細かく見ていくことができるのか不安もあると思えます。もちろん制度の中での制約はあると思えますが、ぜひ人的な配慮をお願いしたいです。例えば加配の活用など、ぜひ配慮で

きる部分があれば、よりきめ細やかな教育の充実という面からも統合校は大変助かると思います。

○委員 私もその点ちょっと心配しているのですが、国の基準があつて、また市の基準がある中で、特定の学校だけ加配というのはなかなか難しいと思います。私が考えるのはサポーターの活用です。現在、学生のボランティア、学びのサポーター、相談支援パートナー、スクールガードというか、いろいろな方がいらっしゃいますので、その方々の活用をうまくやっていければいいのかなと思います。その点は教育委員会のほうで配慮できる部分だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○会長 今、配慮すべき事項として挙げてきたのが、統合するときの教職員の負担、その負担増に対する何らかの配慮が必要ではないだろうかということです。具体的なアイデアも出していただいておりますけれども、新たな基本方針に盛り込めないにしても、当審議会で話題になったこととして記録に残していく必要があるのだろうと思います。大事な点だと思います。先日、文部科学省の概算要求の中で、教員の事務負担を軽減するために全国で3,000人以上の教員増を要求したとの報道がありました。札幌市でどうなるかというのは具体的なことはまだ言えませんが、もしかすると関連するのかもしれないですね。今後どうなるかはまだ全くわかりませんが、何らかのそういう手当が必要だという御意見が出たということは大事なことであろうと思います。

それでは、それ以外のことで何か。

○委員 ちょっと戻って恐縮なのですが、必ずしも統合した新設校とは限らないという意見も出ていましたので、その場合、統合校に対する施設の充実として、トイレの改修というのは必要なと思うのです。私も新設校と30年ぐらい経った学校を見たのですが、新設校のトイレは、入ったらすぐ、ぱっと電気がつくのです。そして、トイレは男子も女子もシャンプードレッサーというのですか、デパートの化粧室みたいな感じです。一方、古い学校へ行きますと、小さな手洗い場で狭苦しいようなところで、余りにもギャップがあります。もし、既存の学校施設を活用して統合するのであれば、児童の健康面からも、入りやすいトイレについて配慮をお願いしたいという意見です。

○会長 先ほど別の委員の意見の中にも、今までその施設にいた子どもたちも新しく通う子どもたちも、これから新たにみんなで取り組んでいく、つくり上げていくのだという意識を持ちやすくなるような施設面の配慮が必要だという御意見ありました。その一環で、トイレも大きなポイントになるという御指摘をいただいたかと思います。

○委員 真駒内地域の統合のときは、全部ではないにせよ、本当は全部だったらよかったですけれども、5か所の児童トイレのうち3か所は新しくしてもらいました。

○会長 どうでしたか。

○委員 とても快適でした。

○会長 かなりいろいろな視点から御意見いただいておりますけれども、ほかの委員からもいかがですか。

○委員 情報発信ということで、先ほどSNSが案として挙がっていましたが、今は不審者情報はSNSで取得できて、具体的にママナビに入ってくださいと学校から言われていました。何かあるとママナビから情報が得られるというシステムに今なっていますので、PTAの方も多くの方が入っていらっしゃるのではないかなと思います。少なくともうちの小学校はそのようになっております。

それから、小学校もバリアフリーとかワークスペースとか、30年ぐらい経った学校でも整備されているので、複合化というのがある程度前から考えられてそのような配慮がされているのかなと感じています。

あと、児童会館に関連してですが、10年ぐらい前は利用者が40名ぐらいだったのが、100名超えるという児童会館もあるなど、児童会館に関しては需要が増える傾向があります。先ほど30学級というお話もありましたが、児童会館はもう満杯という状態なので、今は小学校区に児童会館またはミニ児童会館が全て網羅してあって、保護者の需要はどんどん高まっています。検討にあたってはそのバランスも考えていただきたいと思っております。

○会長 大事な視点ですので、それも記録に残していただきたいと思います。ほかの委員からありませんか。

○委員 僕は大学教授として、まちづくりの観点で町内会とお付き合いがすごく増えています。町内会がなぜ大学にいろいろなお願いに来るかという、学生の知恵というよりマンパワーを欲しているのです。たとえば、子どもたちの餅つき大会を開催するにしても、もう年とってつけないのです。他にも臼が重たいとか、会場設営とか運営の面で地域の方もつらい部分があるので、何かまちづくりの観点で、フィールドワークではないけれども、大学生が子どもたちと触れ合う、その環境づくりの中でいろいろな教育的なテーマを考えながら大学と協力しないかという提案がくるのです。その町内会の方が子どもたちのために頑張っている姿を見ていると、僕は検討委員会の中にも地域の方々、連合町内会の推薦のある方が入るというのがありましたけれども、加えて何かこの答申のほうに、地元町内会との連携についてとか、その文言が入ってくると、連合町内会の代表の方も適正化の検討委員会に参加したときに発言しやすくなるのではないかと思います。体育館開放など、学校はいろいろな面で密接に町内会とか地元とつながっていると思うので、その辺が何かちょっと配慮していただければ、もうちょっと自由な意見交換ができて、学校の使い方についてもそうですが、町内会も頑張るから、先生方も子どもたちも、そしてちょっと悪いけれども大学生を巻き込んで…、というような形になってほしい、と思います。

○会長 大事な視点、御指摘いただきました。

あと委員の皆さんから自由に意見を出していただこうと思っているのですが、いかがでしょうか。

○委員 先ほど他の委員からもちよっとお話があったので、重なるところがあるかもしれないのですが、事務局に質問です。きめ細やかな教育とはまた少し異なるのですけれど

も、小中一貫の考え方、特に本州では小中一貫校の設置が結構進んでいますし、小中一貫でなくても、義務教育の9年間を見通した教育の推進というのは、札幌市でも今力を入れているところだと思うのです。この検討委員会の中でというよりは、札幌市として小中一貫校の、あるいは小中一貫教育の推進というのを視野に入れて、基本方針の原案をつくらうとお考えなのでしょうか。それとも、今はそのような予定はないのでしょうか。

○事務局 ただいま委員のほうから小中一貫教育のことで御質問ありましたが、小中一貫教育につきましては、教育委員会事務局の別の部署ではありますけれども、今まさに検討をしているところで、その方向性を今回の基本方針の見直しに反映できるような状況にはなっておりません。ただ、札幌市として小中一貫教育を進めていくのだからという、そういう方向性ははっきり感じられるところですし、他都市を見ますと、学校規模の適正化とあわせて小中一貫校を設置している事例もあります。そのため今は小中一貫教育のあり方検討の状況を見つつも、今後具体的な取組を進めていくときには、そちらの動きと整合性をとって行く必要もあると考えているところです。

○委員 先ほど、私の意見ともちょっと反するように聞こえるかもしれないのですが、開成中等教育学校をイメージしていただくとわかりやすいと思っています。それぞれ小学校とか中学校であれば、教育課程の編成はやはり学校で責任を持ってやるべきだと思うのですが、小中一貫教育を札幌市として強力に進めていくということであれば、そういったことは、先ほどお話しされたように、関係部署とも連携をとって、考えていくべきではないかなとは思っています。小中一貫校も併設であったり一体型であったり、いろいろなバリエーションがありますし、基本方針には入れ込みにくい状況だとは思いますが、札幌市全体としてどうするかという視点からの検討になるので、なかなか子どもとか保護者さんとか地域からは見えづらいところだとは思いますが、その点をご配慮いただけたほうがより望ましいと思っています。以上です。

○委員 そのことに関連して、私が知っている限りでは、中学校と小学校の校地がもともと接近していて、改築のときに一緒に校舎にした学校があると思います。建物の中央付近で区切っているはずですが、小学生と中学生は同じ校舎に通っているはずですが。

○事務局 今、委員から小学校と中学校が同じ建物の学校があるというのは、北白石小学校と北白石中学校かと思っています。それは元々隣接していて、同じような時期に建て替え時期を迎えたということもあり合築をしていますが、それは小中一貫教育とはまた異なります。今後、札幌市として小中一貫教育をやっていくのだと、そのような方向性がはっきり見えたのちに、例えば隣同士の敷地であって、どちらも建物を新しくするとか、そういうタイミングがあれば、小中一貫校の設置検討もありうるのかなと思いますが、今はその前段となる小中一貫教育のあり方検討を待っているというような状況です。

○会長 今、委員から御指摘あったことは、今後の札幌市の教育施策を推進していく中で、小中一貫教育推進の方向性が強く打ち出されたときには、規模適正化の取組も調整や連携が必要になってくるであろうという御指摘でした。

さて、かなり審議の時間も進んできましたけれども、委員の皆さんから、この3-7に関わって、もう少し記録に残しておきたい意見があればお願いします。

○委員 重複する部分もありますが、2点あります。子どもたちの意見の反映について事務局から御説明があつて、全くそのとおりだと思いましたが、子どもたちの教育環境を第一に考えて大人が決めるという点について、子どもたちの意見をどう収集するかという観点も大事かなと思います。何も説明をしなければ、多分、自分たちの学校は残してほしい、校名もそのままにしてということになるかと思ひますし、そういう状況になったときに、どう説明するのかというのは非常に難しくなってくると思ひます。意見は広く聞くけれども、それを踏まえて大人が決める部分を明確に区別した方がよいことと、あと、聞き方とか集約の仕方は配慮をする必要があると思ひるのが1点。

もう1点は、通学の安全について、これは、子どもたちの教育環境を第一に考えたとしても、やはり地域の皆さんの御都合だとか協力が不可欠になってくると思ひますので、そういう部分のお話もきちんと聞いた上で考えていくことも、子どもたちの教育環境は第一なのですけれども、必要ではないかと思ひました。

以上、2点です。

○会長 ありがとうございます。

子どもの意見反映といつても、アンケートのとり方によって結果はいかようにも変わっていくという意味で、先ほどから出てきている議論の焦点や位置づけをはっきりしていかないと、本来のアンケートの意味をなさなくなるのではないかという御指摘がありました。通学の安全確保においては、これも先ほどもありましたが、地域との関わりの中でないと確保できないという話し合いの重要性を御指摘いただきました。

ほかの委員の皆さん、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、委員の皆さんからの御意見をいただきましたので、ここで3-7について締めたいと思ひます。

本日の審議の結果ですけれども、確認としまして、3-5の取組の進め方について委員の皆さんから御了解をいただきました。それから、3-6について、この民間活用も含めたというところで意見がいろいろ出てきましたけれども、基本的にはこの案のとおり皆さんからお認めいただいたと思ひます。事務局の方で、きょうの審議、意見を聞いて、修正したほうがいいとお感じになるところがあれば、そこのところはお示しいただきたいと思ひます。それから、3-7については、委員の皆さんから忌憚のない意見をたくさんいただきましたので、それらについて整理をしていただければと思ひます。

事務局のほうで次回までに集約いただいて、次回の審議会の冒頭で、また今回と同じように改めて皆さんに確認していただければと思ひます。

それでは、事務局のほうから何か御連絡はあるでしょうか。

○事務局 本日もたくさん御意見ありがとうございました。次回以降の日程は、次第の一番下のほうに書かせていただきました。

次回、第4回は10月18日10時から、最終回となる第5回は11月28日9時半から、会場はどちらもこの教育委員会会議室になっております。それぞれの開催の御案内は、また改めて皆様に文書でお送りさせていただきたいと思います。御出席のほどどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

次回以降は、これまでの議論を受けて、この審議会として一つの答申をまとめ上げる作業に移っていくことになります。次回は素案を事務局からお示しいただいて、皆さんでそれについて審議していきたいと思います。引き続き、お力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして審議会を閉会とさせていただきます。

本日も有意義な御議論どうもありがとうございました。（了）